

インターナショナルスクール誘致に関する

概要資料

(第1回 静岡市インターナショナルスクール誘致推進協議会 資料)

静岡市

目次

- 1_国際ナショナルスクールとは ▪ ▪ ▪ p2
- 2_本市を取り巻く課題
（生産年齢人口の減少） ▪ ▪ ▪ p4
- 3_本市の課題に対する展望
（外国人材のマーケット） ▪ ▪ ▪ p5
- 参考資料（県内外国人の状況等） ▪ ▪ ▪ p9

1_インターナショナルスクールとは

インターナショナルスクールに関する法令上特段の規定はない

文部科学省HP

「一般的には、主に英語により授業が行われ、外国人児童生徒を対象とする教育施設であると捉えられています。※」とある。

【インターナショナルスクールの学校教育法上の分類】

→ **一条校** (学校教育法第1条、対象:小学校、中学校、高等学校、大学及び幼稚園など)

(小・中学校においては、)学校教育法で規定された就学義務の履行となる教育施設

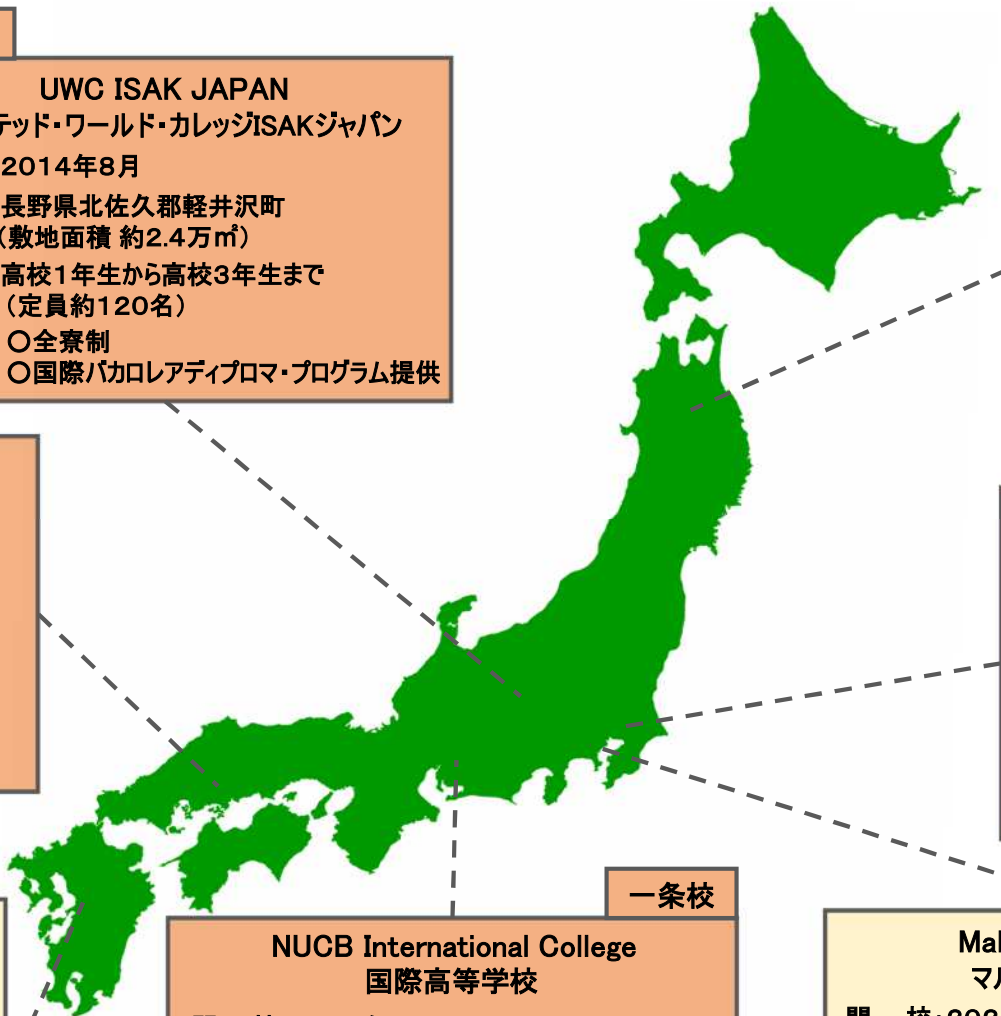
→ **各種学校** (学校教育法第134条、対象:自動車整備、調理・栄養、看護師などの教育施設)

就学義務の履行とならないが、国の学習指導要領に拠る必要のない教育施設

→ **無認可校** (上記に当てはまらない教育を行う施設)

1_インターナショナルスクールとは

首都圏のみならず、地方でも様々なタイプのインターナショナルスクールが開校



一条校

UWC ISAK JAPAN
ユニテッド・ワールド・カレッジISAKジャパン

開 校: 2014年8月
場 所: 長野県北佐久郡軽井沢町
(敷地面積 約2.4万㎡)
対 象: 高校1年生から高校3年生まで
(定員約120名)
特 色: ○全寮制
○国際バカロレアディプロマ・プログラム提供

各種学校

Harrow International School Appi Japan
ハロウインターナショナルスクール安比ジャパン

開 校: 2022年8月
場 所: 岩手県八幡平市安比高原
(敷地面積 約9万㎡)
対 象: 小学6年生から高校3年生まで
(定員約920名)
特 色: ○全寮制
○英国式カリキュラムをベースとする

一条校

Jinseki International School
神石インターナショナルスクール

開 校: 2020年4月
場 所: 広島県神石郡神石高原町
(敷地面積 約83万㎡)
対 象: 小学1年から6年生まで
(定員約144名)
特 色: ○全寮制
○自然豊かな環境を活かした食育や
ファームプログラムなどを提供

各種学校

Rugby School Japan
ラグビースクールジャパン

開 校: 2023年9月
場 所: 千葉県柏市柏の葉
(敷地面積 約5万㎡)
対 象: 小学6年生から高校3年生まで
(定員約780名)
特 色: ○寮及び通学制
○英国式カリキュラムをベースとする

各種学校

九州ルーテル学院インターナショナルスクール
小学部(予定)

開 校: 2024年4月
場 所: 熊本市中央区黒髪
(敷地面積 不明)
対 象: 小学1年から6年生まで
(定員約120名)(予定)
特 色: ○通学制
○九州ルーテル学院大学等を設置する
学校法人九州ルーテル学院が運営

一条校

NUCB International College
国際高等学校

開 校: 2022年9月
場 所: 愛知県日進市米野木町
(敷地面積 約75万㎡)
対 象: 高校1年生から3年生まで
(定員225名)
特 色: ○全寮制
○名古屋商科大学等を設置する
学校法人栗本学園が運営

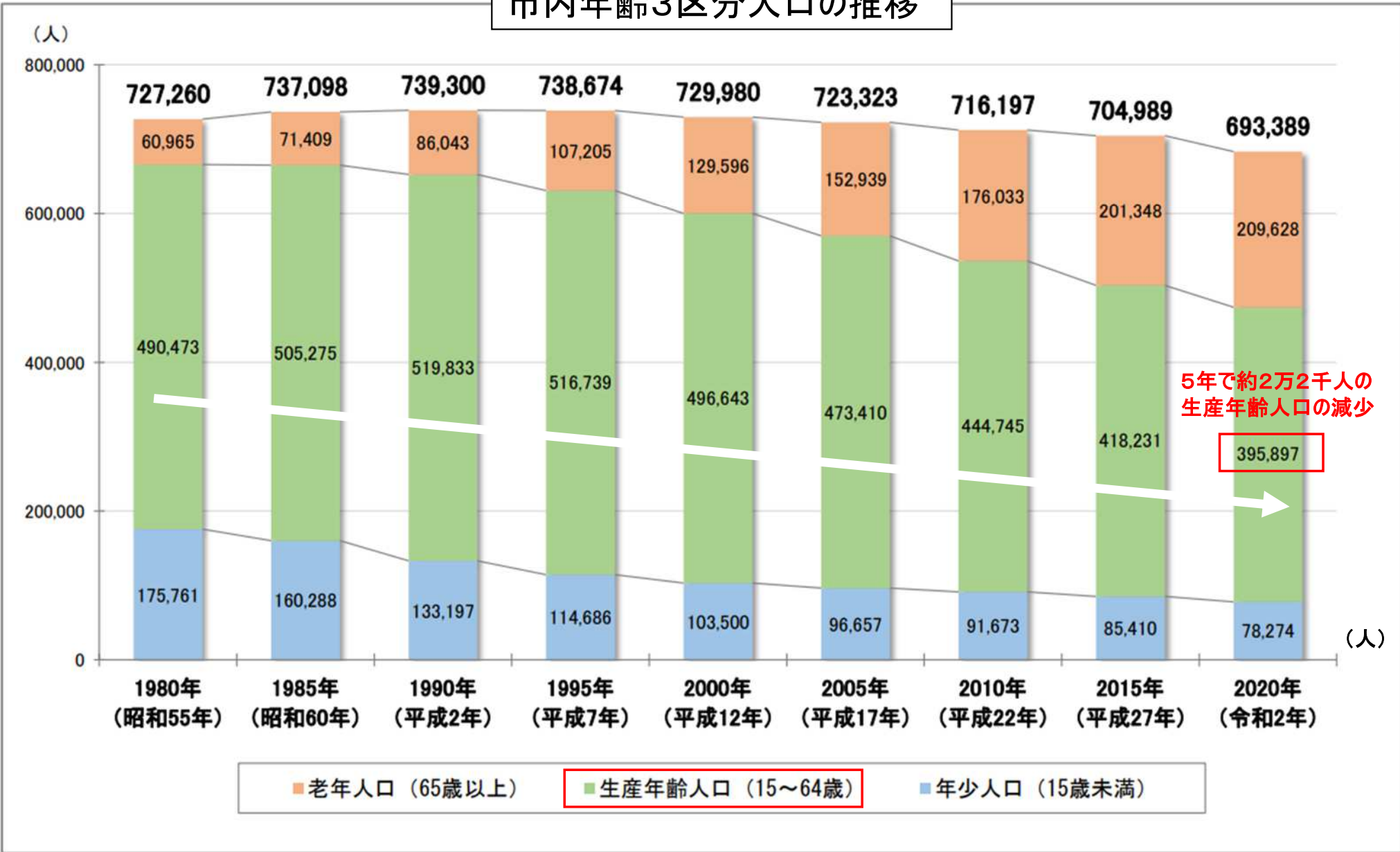
各種学校

Malvern College Tokyo
マルバーン・カレッジ東京

開 校: 2023年8月
場 所: 東京都小平市上水南町
(敷地面積 不明)
対 象: 幼稚園年長から高校3年生まで
(定員約950名)(予定)
特 色: ○通学制(現時点)
○英国式カリキュラムをベースとする

2_本市を取り巻く課題(生産年齢人口の減少)

市内年齢3区分人口の推移



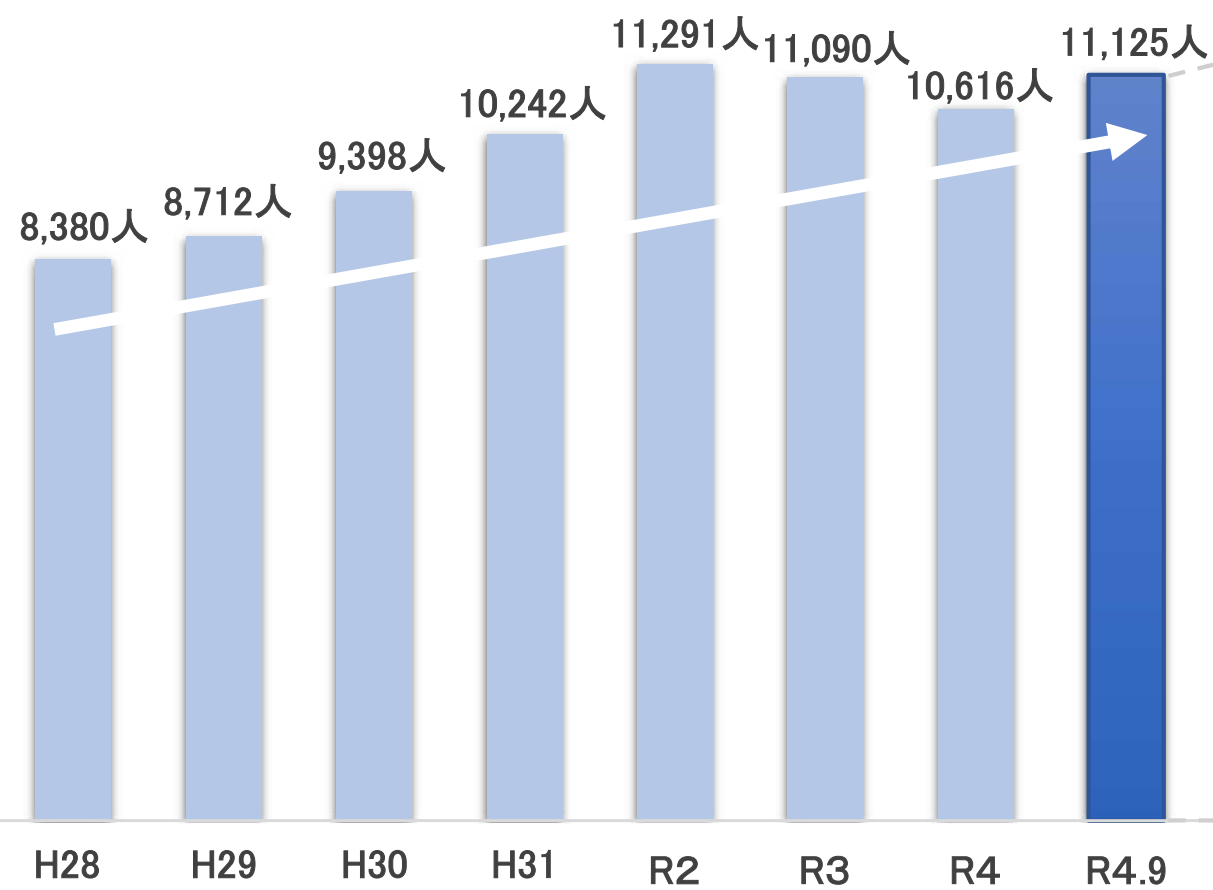
5年で約2万2千人の生産年齢人口の減少

395,897

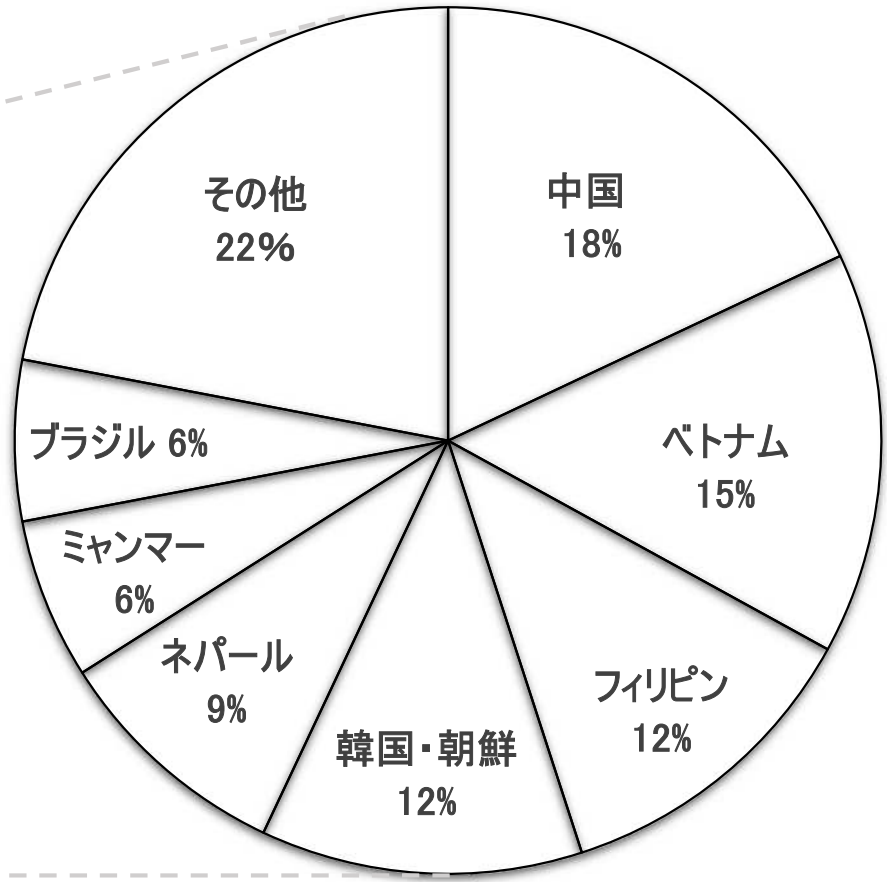
3_本市の課題に対する展望(外国人材のマーケット)

- 外国住民のさらなる増加のため、様々な施策が求められる
- 今後、様々なニーズに対応する環境整備を要する

外国人住民数(静岡市)



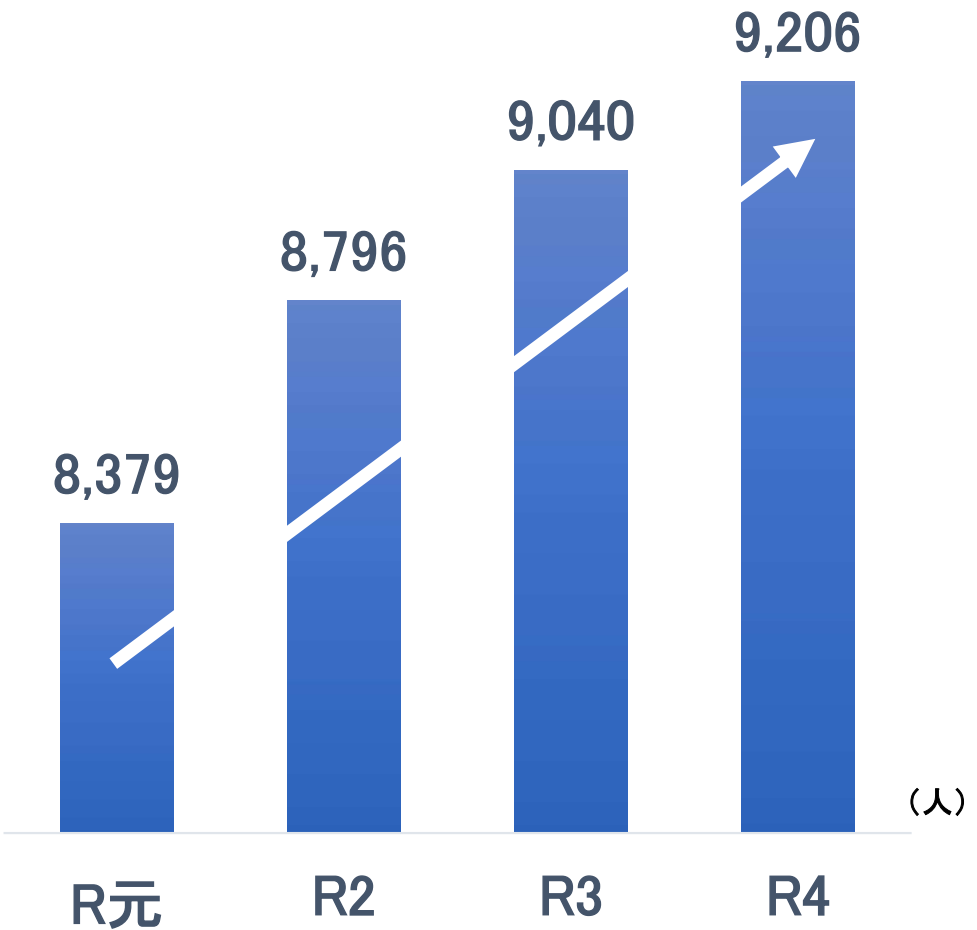
外国人住民 内訳(静岡市)



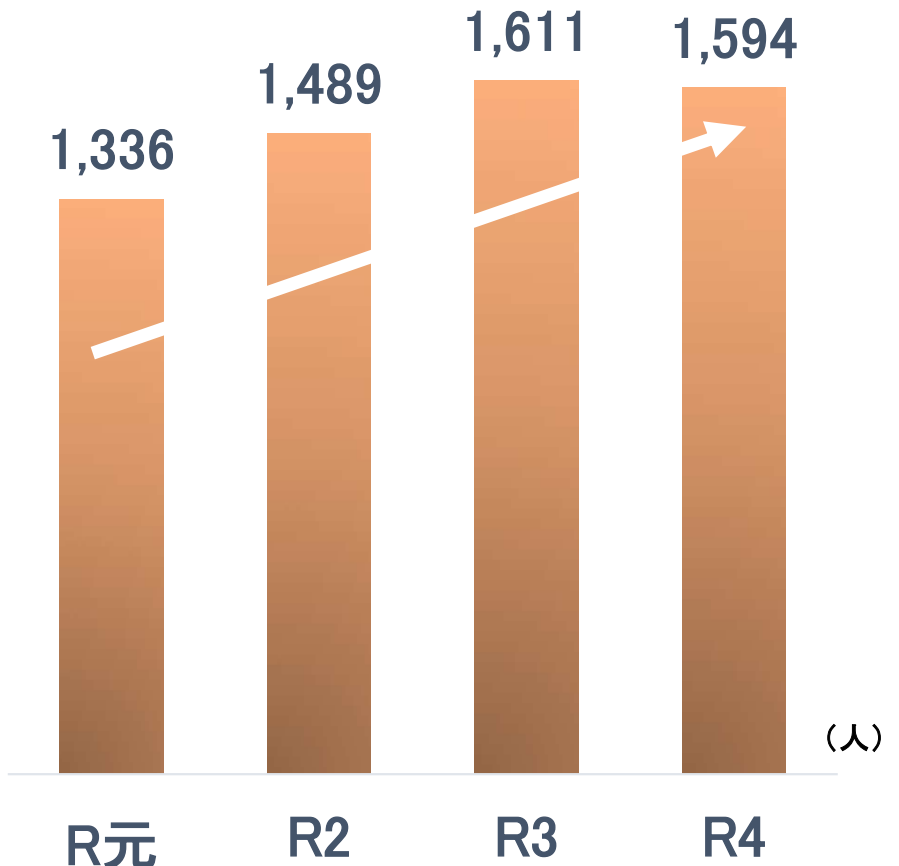
3_本市の課題に対する展望(外国人材のマーケット)

👁️ 外国人材定着のため、その家族を受け入れる環境整備を要する

市内 外国人労働者数(静岡労働局)



市内 外国人雇用事業所数(静岡労働局)



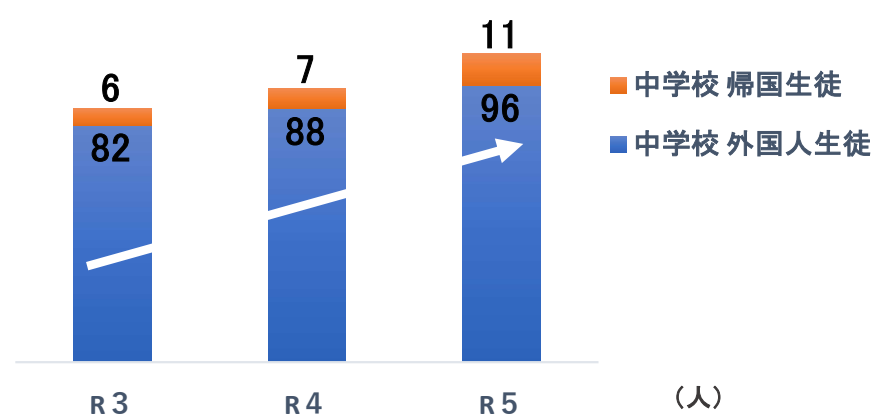
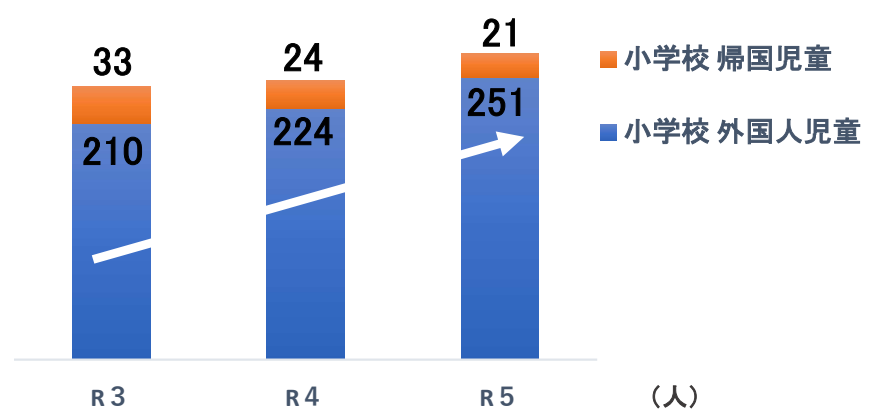
【出典】「静岡市多文化共生推進計画2023-2030 静岡市 観光交流文化局 国際交流課 p11」、「静岡県の「外国人雇用状況」 静岡労働局」をもとに作成

3_本市の課題に対する展望(外国人材のマーケット)

👉 増加する外国人材の子に向けた環境整備を要する

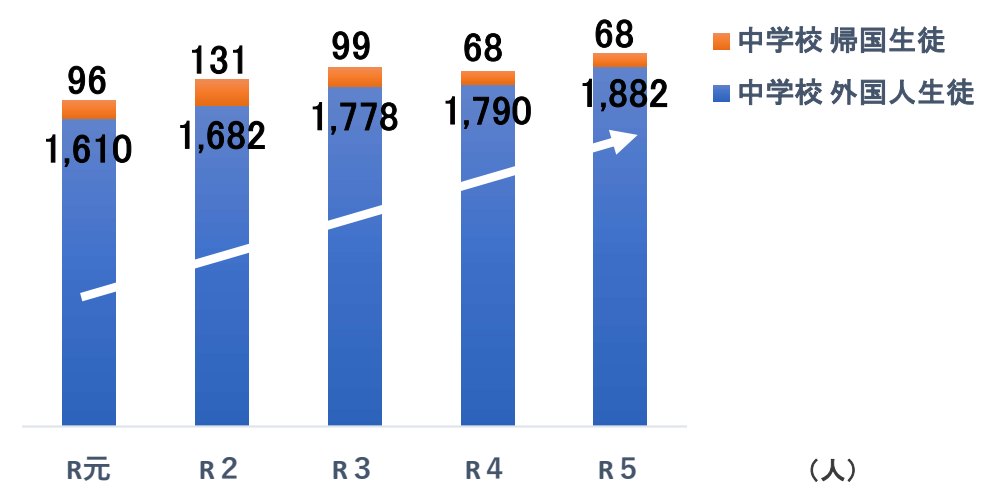
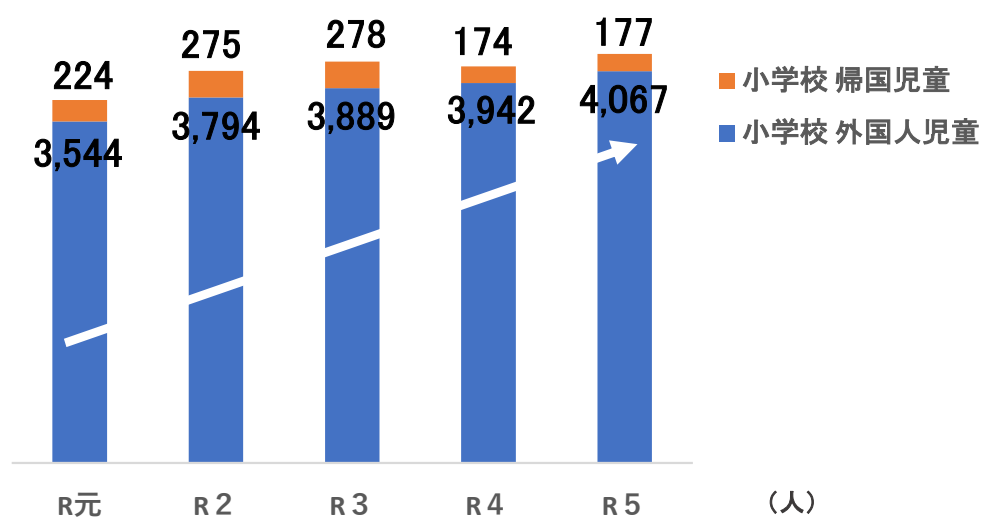
市内 外国人児童数(小学校)

市内 外国人生徒数(中学校)
(人)



県内 外国人児童数(小学校)の推移

県内 外国人生徒数(中学校)の推移



【出典】「令和3年度、令和4年度、令和5年度 静岡県学校基本統計 3統計表(04小学校、10(1)計) 3統計表(05中学校、16(1)計)」をもとに作成

3_本市の課題に対する展望(外国人材のマーケット)

- ✎ 空路・陸路で約5時間以内の距離に広がるマーケット
- ✎ 通学制・全寮制など、インターナショナルスクールの幅が広がる
- ✎ 中国国内の教育産業規制強化に伴い、日本のインターナショナルスクールへの需要が拡大する可能性



参考

(本市の高度外国人状況等)

【静岡市住民の在留資格一覧】

在留資格	該当例	在留期間 *指定期間=法務大臣が個々に指定する期間	市内人数
外交	外国政府の大使、公使、総領事、代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間	0
公用	外国政府の大使館・領事館の職員、国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年、3年、1年、3月、30日又は15日	0
教授	大学教授等	5年、3年、1年又は3月	19
芸術	作曲家、画家、著述家等	5年、3年、1年又は3月	0
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等	5年、3年、1年又は3月	12
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン	5年、3年、1年又は3月	0
高度専門職 1号	ポイント制による高度人材	5年	13
高度専門職 2号		無期限	2
経営・管理	企業等の経営者・管理者	5年、3年、1年、6月、4月又は3月	46
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等	5年、3年、1年又は3月	0
医療	医師、歯科医師、看護師	5年、3年、1年又は3月	11
研究	政府関係機関や私企業等の研究者	5年、3年、1年又は3月	0
教育	中学校・高等学校等の語学教師等	5年、3年、1年又は3月	67
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等	5年、3年、1年又は3月	1,027
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者	5年、3年、1年又は3月	33
介護	介護福祉士	5年、3年、1年又は3月	5
興行	俳優、歌手、ダンサー、プロスポーツ選手等	3年、1年、6月、3月又は15日	6
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等	5年、3年、1年又は3月	146
特定技能 1号	特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を要する技能を要する業務に従事する外国人	1年、6月又は4月	491
特定技能 2号	特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人	3年、1年又は6月	0
技能実習 1号	技能実習生	指定期間(1年を超えない範囲)	715
技能実習 2号		指定期間(2年を超えない範囲)	416
技能実習 3号		指定期間(2年を超えない範囲)	325
文化活動	日本文化の研究者等	3年、1年、6月又は3月	4
短期滞在	観光客、会議参加者等	90日若しくは30日又は15日以内の日を単位とする期間	—
留学	大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中学校及び小学校等の学生・生徒	指定期間(4年3月を超えない範囲)	1,741
研修	研修生	1年、6月又は3月	3
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子	指定期間(5年を超えない範囲)	722
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等	5年、3年、1年、6月、3月又は指定期間(5年を超えない範囲)	232
永住者	法務大臣から永住の許可を受けた者(入管特例法の「特別永住者」を除く。)	無期限	3,029
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・子・特別養子	5年、3年、1年又は6月	562
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者及び本邦で出生し引き続き在留している子	5年、3年、1年又は6月	121
定住者	第三国定住難民、日系3世、中国残留邦人等	5年、3年、1年、6月又は指定期間(5年を超えない範囲)	509
特別永住者	入管特例法の規定に基づき本邦で永住することができる者	無期限	979

【参照】法務省出入国在留管理庁資料、住民基本台帳(令和4年12月末) ※「短期滞在」の市内人数は集計なし

参考

(静岡県外国人住民の状況①)

静岡県 外国人労働者数(国籍別)

(単位：人)

	平成30年	対前年増減比	令和元年	対前年増減比	令和2年	対前年増減比	令和3年	対前年増減比	令和4年	対前年増減比
外国人労働者総数	57,353	10.7%	64,547	12.5%	65,734	1.8%	66,806	1.6%	67,841	1.5%
中国(香港、マカオを含む)	7,232	1.2%	7,727	6.8%	7,566	-2.1%	6,589	-12.9%	5,637	-14.4%
韓国	630	12.9%	688	9.2%	691	0.4%	696	0.7%	682	-2.0%
フィリピン	11,401	11.5%	12,311	8.0%	12,446	1.1%	12,928	3.9%	12,923	-0.04%
ベトナム	7,072	42.2%	9,667	36.7%	11,143	15.3%	11,750	5.4%	12,615	7.4%
ネパール	1,151	15.6%	1,418	23.2%	1,757	23.9%	1,972	12.2%	2,566	30.1%
インドネシア	2,501	-	3,108	24.3%	2,988	-3.9%	2,749	-8.0%	3,552	29.2%
ブラジル	18,524	6.7%	19,844	7.1%	19,196	-3.3%	19,749	2.9%	18,904	-4.3%
ペルー	2,772	2.1%	2,795	0.8%	2,765	-1.1%	2,962	7.1%	2,727	-7.9%
G7等	1,135	-1.1%	1,197	5.5%	1,091	-8.9%	1,105	1.3%	1,171	6.0%
うちアメリカ	550	-2.0%	575	4.5%	551	-4.2%	548	-0.5%	560	2.2%
うちイギリス	240	7.6%	252	5.0%	184	-27.0%	197	7.1%	232	17.8%
その他	4,935	-26.4%	5,792	17.4%	6,091	5.2%	6,306	3.5%	7,064	12.0%

注1：各年10月末現在。

注2：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

参考

(静岡県外国人住民の状況②)

静岡県 国籍別・在留資格別外国人労働者数(静岡労働局)

令和4年10月末現在

(単位：人)

	全在留資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の在留資格 (注2)		②特定活動 (注3)	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
全国籍計	67,841	11,207 (16.5%)	6,099 (9.0%)	1,067 (1.6%)	12,392 (18.3%)	4,957 (7.3%)	4,056 (6.0%)	38,217 (56.3%)	20,418 (30.1%)	4,440 (6.5%)	805 (1.2%)	12,554 (18.5%)	1 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	5,637 [8.3%]	1,480 (26.3%)	966 (17.1%)	60 (1.1%)	1,300 (23.1%)	538 (9.5%)	404 (7.2%)	2,259 (40.1%)	1,658 (29.4%)	378 (6.7%)	88 (1.6%)	135 (2.4%)	0 (0.0%)
韓国	682 [1.0%]	183 (26.8%)	160 (23.5%)	6 (0.9%)	1 (0.1%)	33 (4.8%)	30 (4.4%)	459 (67.3%)	344 (50.4%)	88 (12.9%)	5 (0.7%)	22 (3.2%)	0 (0.0%)
フィリピン	12,923 [19.0%]	494 (3.8%)	81 (0.6%)	130 (1.0%)	1,948 (15.1%)	43 (0.3%)	23 (0.2%)	10,308 (79.8%)	5,124 (39.7%)	1,099 (8.5%)	299 (2.3%)	3,786 (29.3%)	0 (0.0%)
ベトナム	12,615 [18.6%]	4,183 (33.2%)	2,090 (16.6%)	462 (3.7%)	5,871 (46.5%)	1,334 (10.6%)	1,016 (8.1%)	765 (6.1%)	404 (3.2%)	156 (1.2%)	62 (0.5%)	143 (1.1%)	0 (0.0%)
ネパール	2,566 [3.8%]	1,198 (46.7%)	994 (38.7%)	42 (1.6%)	30 (1.2%)	1,193 (46.5%)	919 (35.8%)	103 (4.0%)	71 (2.8%)	17 (0.7%)	11 (0.4%)	4 (0.2%)	0 (0.0%)
インドネシア	3,552 [5.2%]	764 (21.5%)	198 (5.6%)	96 (2.7%)	2,009 (56.6%)	366 (10.3%)	353 (9.9%)	317 (8.9%)	189 (5.3%)	57 (1.6%)	7 (0.2%)	64 (1.8%)	0 (0.0%)
ブラジル	18,904 [27.9%]	77 (0.4%)	45 (0.2%)	12 (0.1%)	6 (0.0%)	5 (0.0%)	0 (0.0%)	18,804 (99.5%)	9,377 (49.6%)	1,926 (10.2%)	160 (0.8%)	7,341 (38.8%)	0 (0.0%)
ペルー	2,727 [4.0%]	4 (0.1%)	1 (0.0%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2,721 (99.8%)	1,864 (68.4%)	108 (4.0%)	70 (2.6%)	679 (24.9%)	0 (0.0%)
G7等 (注4)	1,171 [1.7%]	700 (59.8%)	160 (13.7%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	11 (0.9%)	4 (0.3%)	457 (39.0%)	264 (22.5%)	177 (15.1%)	4 (0.3%)	12 (1.0%)	1 (0.1%)
うちアメリカ	560 [0.8%]	361 (64.5%)	56 (10.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	5 (0.9%)	0 (0.0%)	193 (34.5%)	108 (19.3%)	77 (13.8%)	1 (0.2%)	7 (1.3%)	1 (0.2%)
うちイギリス	232 [0.3%]	174 (75.0%)	35 (15.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (0.9%)	2 (0.9%)	56 (24.1%)	29 (12.5%)	27 (11.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	7,064 [10.4%]	2,124 (30.1%)	1,404 (19.9%)	255 (3.6%)	1,227 (17.4%)	1,434 (20.3%)	1,307 (18.5%)	2,024 (28.7%)	1,123 (15.9%)	434 (6.1%)	99 (1.4%)	368 (5.2%)	0 (0.0%)

注1： [] 内は、外国人労働者総数に対する当該国籍の者の比率。() 内は、国籍別の外国人労働者総数に対する当該在留資格の外国人労働者数の比率を示す。なお、比率の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注2： 「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

注3： 在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4： G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

参考

(静岡県の外国人住民の状況③)

国籍別・産業別外国人労働者数(国籍別)

令和4年10月末現在

(単位：人)

	全産業計			うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業(他に 分類されないもの)	
	うち派遣・請負 事業所(注2)	構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)	構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)	構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)	
全国籍計	67,841	27,893	41.1%	3,656	5.4%	27,289	40.2%	289	0.4%	5,434	8.0%	4,359	6.4%	1,513	2.2%	1,770	2.6%	17,804	26.2%
中国 (香港、マカオを含む)	5,637	1,224	21.7%	125	2.2%	2,489	44.2%	70	1.2%	820	14.5%	702	12.5%	133	2.4%	189	3.4%	604	10.7%
韓国	682	140	20.5%	14	2.1%	208	30.5%	17	2.5%	102	15.0%	86	12.6%	42	6.2%	56	8.2%	82	12.0%
フィリピン	12,923	6,672	51.6%	1,187	9.2%	4,142	32.1%	23	0.2%	556	4.3%	408	3.2%	123	1.0%	433	3.4%	5,239	40.5%
ベトナム	12,615	2,523	20.0%	1,100	8.7%	6,445	51.1%	49	0.4%	1,394	11.1%	983	7.8%	26	0.2%	292	2.3%	1,478	11.7%
ネパール	2,566	424	16.5%	33	1.3%	665	25.9%	12	0.5%	553	21.6%	692	27.0%	6	0.2%	17	0.7%	393	15.3%
インドネシア	3,552	693	19.5%	564	15.9%	1,913	53.9%	10	0.3%	272	7.7%	174	4.9%	18	0.5%	152	4.3%	191	5.4%
ブラジル	18,904	12,750	67.4%	291	1.5%	7,494	39.6%	19	0.1%	584	3.1%	436	2.3%	189	1.0%	241	1.3%	7,707	40.8%
ペルー	2,727	1,527	56.0%	49	1.8%	1,061	38.9%	6	0.2%	153	5.6%	117	4.3%	22	0.8%	81	3.0%	1,014	37.2%
G7等(注4)	1,171	432	36.9%	9	0.8%	110	9.4%	13	1.1%	41	3.5%	34	2.9%	732	62.5%	10	0.9%	28	2.4%
うちアメリカ	560	234	41.8%	4	0.7%	34	6.1%	6	1.1%	5	0.9%	10	1.8%	370	66.1%	2	0.4%	10	1.8%
うちイギリス	232	107	46.1%	2	0.9%	10	4.3%	4	1.7%	6	2.6%	2	0.9%	168	72.4%	1	0.4%	1	0.4%
その他	7,064	1,508	21.3%	284	4.0%	2,762	39.1%	70	1.0%	959	13.6%	727	10.3%	222	3.1%	299	4.2%	1,068	15.1%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。
 注2：「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数を示す。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。
 注3：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の比率を示す。
 注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。